**法律顧問契約書**

●●（以下、「甲」という。）と■■（以下、「乙」という。）は、以下のとおり、顧問契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条

本契約は、甲が乙に対し助言等を求め、乙が甲の求めに応じて助言等の法律顧問事務を提供することによって、甲の社会・経済生活及び事業内容を円満かつ十全に実現することを目的とする。

（法律顧問契約）

第２条

甲は、本契約に定める費用を支払うことにより、乙に対して、本契約に定める法律顧問事務を委託し、乙はこれを受諾する。

（法律顧問事務）

第３条

　１　乙は、法令及び弁護士会の定める規則等の範囲内で、以下の各号の役務を法律顧問事務として提供する。

（１）法律相談対応

（２）法的調査（前号に該当するものを除く。）

（３）契約書等の法文書の作成若しくはレビュー又はこれらに関す　る助言（いずれも第１号に該当するものを除く。）

２　乙が交渉、裁判手続等における甲の代理人として活動することは本契約における法律顧問事務には含まれず、乙がかかる代理人活動を提供するには、甲乙間で受任事項、弁護士報酬等について、別途合意することを要する。

（法律顧問料）

第４条

法律顧問料は月額●円とし、甲は、乙に対し、本契約が有効である期間中、毎月末日までに、翌月分の法律顧問料を、乙が別途指定する方法により支払う。

（法律顧問料以外の弁護士報酬）

第５条

甲が、乙に対して、相手方との交渉、裁判手続等における代理人活動その他の法律事務を委任する場合の弁護士報酬は、乙の報酬基準に従う。

（実費）

第６条

甲は、切手代、印紙代、交通費その他の実費を負担し、乙が請求した時に、これを支払う。

（契約期間）

第７条

本契約の有効期間は、契約締結日より●年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも何らの申出がない場合、本契約と同一内容で更新され、その後の期間満了に際しても同様とする。

（中途解約）

第８条

甲は、本契約の有効期間内であっても、書面による３か月前の申出をすることで、本契約を中途解約することができる。中途解約の申出があり、既に本契約の有効期間以降の法律顧問料を乙が受領している場合、乙は、甲に本契約の有効期間以降の法律顧問料を返金する。なお、返金のための振込手数料等は甲の負担とする。

（解除）

第９条

以下の事由が生じた場合、乙は、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

（１）甲が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係があると乙が判断した場合

（２）法律顧問料、実費、その他の費用を支払期限までに支払わなかった場合

（３）甲の責めに帰すべき事由により、甲乙間の信頼関係を維持できない状態になったと乙が判断した場合

（管轄）

第１０条

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第１１条

本契約に定めのない事項及び契約事項について疑義が生じた場合、甲乙が双方協議の上、誠意をもって解決する。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙が各自記名（署名）捺印の上、それぞれ１通を所持する。

平成　　年　　月　　日

（甲）

住所

名称

　　　　　　　　　印

（乙）

住所

名称

　　　　　　　　　印